

宇宙開発戦略専門調査会の運営について

宇宙開発戦略専門調査会(以下「調査会」という。)の議事の手続その他調査会の運営に関しては、「宇宙開発戦略専門調査会について」(平成20年9月12日宇宙開発戦略本部決定)に定めるもののほか、以下のとおりとする。

1. 座長代理について

座長が不在の場合は、調査会に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

2. 議事の公開について

議事要旨を作成し、会議終了後速やかに公開する。議事は原則として非公開とする。

3. 配付資料の公開について

調査会で配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公開する。

4. 運営事項について

前各号に掲げるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。